

第808回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年2月13日(火) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和6年2月13日(火) 午後2時00分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

| | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1 | 立崎 京子 | 2 | 佐々木 和枝 | 3 | 宮古 久光 |
| 4 | 川嶋 芳郎 | 5 | 古田 武信 | 6 | 門上 牧夫 |
| 7 | 種市 廣 | 8 | 浦田 秀人 | 9 | 浪岡 篤志 |
| 10 | 葛巻 広行 | 11 | 斗米 義一 | 12 | 新堂 友和 |
| 13 | 北澤 邦彦 | 14 | 千葉 準一 | 15 | 岩間 勝義 |
| 16 | 駒澤 慎 | 17 | 沼山 英明 | 18 | 赤沼 成人 |
| 19 | 富田 和美 | 20 | 荒谷 涼香 | | |

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名
なし

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

| | | |
|--------------|-----|-------|
| ○ 参 与・・・局 | 長 | 堀内 実 |
| | 次 長 | 山本 誠 |
| | 係 長 | 工藤 幸恵 |
| ○ 会議書記・・・主 事 | | 熊野 健太 |

7. 議 案
 - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第2号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
 - 【議案第4号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第5号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第6号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
 - 【議案第7号】特定農地貸付けの承認について
 - 【議案第8号】令和6年度農作業労働賃金標準額の設定について
 - 【議案第9号】三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年1月31日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第808回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名となっておりますので、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、全6名の出席です。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

委員の皆さんには、御多忙のところ、第808回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、県外研修にご参加された方々におかれましては、お疲れのところ、ご出席、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

この冬は、これまで経験の無い暖冬と小雪により、この時期に農作業を目にする異例の季節となっております。まだ、最も寒さが厳しいとされる時期は経過していないため楽観視できませんが、このまま暖冬でこの季節が過ぎてほしいと願うところでございます。

さて、政府は、農政の基本理念である「食料・農業・農村基本法」の改正案に加え、有事の際の食料確保、農地の確保と有効利用、原材料調達の安定化、スマート農業の振興に向けた関連法の整備などに関する法案を、今年の通常国会に提出する方針を決め、食料安全保障の確立を柱と位置づけ、抜本的な強化を図るとしております。

今後の動向が大変注目されるところではございますが、いずれにいたしましても、今年は、日本の農業の大きな変換点となる重要な年であることは間違いのないと思っております。

委員の皆様には、これら農業情勢には常日頃から注視をお願いいたしますとともに、引き続き、これまで同様委員会活動にご協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、3番 宮古 久光君、8番 浦田 秀人君を指名いたします。
参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることに
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。
報告第1号のうち、初めに1月12日から2月13日までに
行いました主な業務についてご報告いたします。
1月22日から23日に、令和5年度青森県10市農業委員会協議会が五所川原市で開催され、会長と私が参加しております。
1月26日に、令和5年度第3回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市で開催され、会長と私が参加しております。
2月5日から7日に、令和5年度農業委員会県外視察研修を

北海道江別市で実施し、各委員と事務局が参加しております。

2月8日に、第808回総会の議案検討会を開催しております。

2月13日本日、第808回総会を開催しております。

次に、1月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が2件の9,451平米でした。3条の3第1項、相続の届出は4件で、7,643平米でした。次に、転用につきましては、5条の案件が1件の1,505平米でした。次に、貸借の解約は7件で、2万7,974平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は14件で、4万6,573平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が1件で、畑が4,629平米でした。また、所有権移転が2件で、田が1万9,767平米でした。次に、農地中間管理事業につきましては、10年設定が2件で、田が2,727平米、畑が5,474平米でした。

続きまして、2月14日から3月11日までの主な業務計画についてご説明いたします。2月16日に、青森市で開催されます、県農業委員会事務局長会議に、私が出席を予定しております。

2月20日に、市内で開催されます、市政懇談会に、会長が出席を予定しております。

2月27日から28日に、青森市で開催されます、県農業委員会会長会議及び研修会に、会長が出席を予定しております。

3月7日に、第809回総会の議案検討会を予定しております。3月11日に、第809回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、宇庭構の田1筆1,949平米及び、畑2筆2,203平米で、貸借契約を解約し、経営規模を縮小するためのものです。

次に、番号2及び番号3の宇庭構の畑4筆8,729平米で、

貸借契約を解約し、中間管理事業へ移行するためのものであります。

4ページをお開き願います。

番号4、南山4丁目の畑1筆1，048平米で、貸人の都合により、貸借契約を解約するものであります。

次に、番号5、南山1丁目の田1筆3，633平米及び、番号6、字水筒の畑1筆581平米で、圃場の不良により、貸借契約を解約するものであります。

5ページをお開き願います。

番号7、字淋代平の田4筆9，831平米で、貸借契約を解約し、売買の手続きを行うためのものであります。

次に6ページをお開き願います。

報告第3号については熊野から説明させていただきます。

続きまして報告第3号 農地法第3条第1項の規定における許可の取り消しについてご報告いたします。

令和5年12月11日開催の第806回三沢市農業委員会総会で許可された表記の申請について、許可の取消願が提出されたため取り消しを行いました。

取消理由としては、農業者年金の経営移譲年金の受給対象農地である当該農地の処分手続きを行う中で、農業者年金基金より要件の確認があり、再度確認したところすでに農地の貸借契約が結ばれているのにもかかわらず2重の貸借手続きとなっていることが発覚したため、取り消しを承認したものでございます。

以上です。

次に7ページをお開き願います。

報告第4号農地転用許可申請に係る副申の取下げについてご説明いたします。

令和5年6月13日付けで、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る青森県知事への副申をした、春日台3丁目の畑2，504平米について、転用面積及び配置計画に変更が生じたことから取下げたものであります。

当該地は、太陽光発電設備を設置する計画で、太陽光パネル168枚の設置を予定しておりましたが、県の担当者から、許可申請面積に対しパネル設置枚数が少なく、過大申請だとして許可できないとされたことから、面積の縮小を打診し調整を試みておりましたが、最終的に一度取り下げて、再申請するとい

うこととなったものであります。なお、再申請は早ければ来月に行うとの情報が入っております。

次に8ページをお開き願います。

報告第5号 借賃変更に伴う契約変更についてご説明いたします。

番号1及び2の字淋代平の田2筆と、番号3及び4の字戸崎の田2筆合計1万2,962平米で、10アール当たりの賃借料を、〇〇円から〇〇円に変更するものであります。以上が報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、4番 川嶋 芳郎君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《川嶋委員 一時退席》

議 長

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、字庭構の畑1筆、1,119㎡を、所有権移転の申請です。価格は約〇〇円/10aで、総額は〇〇円です。場所は谷地頭神社から南西に約700mにあります。

労働力は譲受人含めて5名、常雇用は1名に加え必要に応じて臨時で雇用を行っています。営農状況や所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認は、佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号番号1は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

番号1の審議が終了しましたので、4番 川嶋 芳郎 君 の出席を認めます。

《川嶋委員 復帰》

議長 続いて、番号2、3の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2、淋代平の田4筆、合計9,831m²を、所有権移転の申請です。価格は約〇〇円/10aで、総額は〇〇円です。場所は住友化学から北東に約1.6kmにあります。

労働力は譲受人1名、常雇用は10名程度に加え必要に応じて臨時で雇用を行っています。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます

また、資料には使用目的が田とありますが、正式には畑となります。申し訳ございません。

番号3、淋代平の田2筆、合計5,935m²を、所有権移転の申請です。価格は〇〇円/10aで、総額は〇〇円です。場所は、三沢聖心会病院から南西600mに位置しています。

労働力は譲受人1名で、必要に応じて臨時雇用を行っています。機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認は、佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号、番号2、3は、原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長 議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、6番 門上 牧夫君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《門上委員一時退席》

議 長 事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。

番号1、三川目4丁目の畑1筆9,041㎡を、1年間の賃貸借契約の更新です。場所は、五日市青果社屋から西に180mに位置しています。

貸借による周辺農地への影響はないと考えられます。労働力は常時雇用者に加えて、必要に応じて臨時での雇用も行っており、営農状況についても問題はないと考えられます。

現地確認については、佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号1は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、6番 門上 牧夫 君の出席を認めます。

《門上委員復帰》

議 長

続いて、番号2から13の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局

番号2から番号13、三川目4丁目の畑4筆、29, 474㎡、字前平の田4筆、合計7, 984㎡、字前平の畑1筆、4, 500㎡、字流平の田1筆500㎡、字流平の畑11筆、合計42, 380㎡をそれぞれ、1年間の賃貸借契約の更新です。賃料については、田は〇円/10a、畑は〇円/10aとなっております。

場所は、前平周辺、プライフーズ三沢工場東側周辺、五日市青果社屋から西側一帯にそれぞれ位置しています。労働力は常時雇用者に加えて、必要に応じて臨時での雇用も行っており、営農状況についても問題はないと考えられます。

現地確認については、佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号2から13は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

議 長

次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、12番 新堂 友和 君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《新堂委員 一時退席》

議 長 事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。

番号1、園沢の田2筆、396㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、浜三沢集会所から東に約50mに位置しています。貸借による周辺農地への影響はないと考えられます。借受人の労働力、営農状況についても問題ないと考えられます。

現地確認については、佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

番号1の審議が終了しましたので、12番 新堂 友和 君の出席を認めます。

《新堂委員 復帰》

議 長 続いて、番号2～4の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2、淋代平の田2筆、5,265㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、淋代温水プール場から南東に約1kmに位置しています。借り受け人は周辺においても農地を同事業で借り受けています。

番号3、八幡2丁目の畑1筆、7,794㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は八幡スターショップから北西に約500mに

位置しています。当法人は現在の耕作面積はございませんが、今回、農地を借り受けて耕作したいという方針のもと中間管理事業を利用して耕作農地を見つけ、契約に至ったそうです。

なお、借受人は〇〇に本社がある法人となっておりますが、実際には三沢市内にある同法人の事業部により耕作されます。中間管理の手続き上、本社が借り受けることとなるため、こういった標記になっています。また、耕作を行う市内にある事業部は認定農業者を取得しており、労働力等の問題もないと考えられます。

番号4、庭構の畑1筆、5, 170㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢農場から南に約800mに位置しています。借受人はほかにも周辺に農地を所有、借受して耕作しています。

いずれの申請も、貸借による周辺農地等への影響はないと考えられます。労働力、営農状況等についても問題ないものと考えられます。

現地確認については、佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2～4は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは18ページをお開き願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。

番号1、大津4丁目の畑1筆、面積合計1,218㎡を、知人間の売買の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者を含め1名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されてお

り、労働力についても問題ないと思われま。場所は給食センターより東に800mに位置しており、周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認は佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと、完了しております。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質　　疑　　な　　し

議　長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議　長 次に議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは19ページをお開きください。
議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

今回は4条転用、1件、5条転用、1件の申請であります。初めに4条転用申請であります。議案第4号資料①と合わせてご覧ください。

番号1番、対象となる土地は、南山4丁目の畑、1筆の996㎡です。申請者は、記載のとおりであります。

場所は、三沢アイスアリーナより西に200mに位置します。周辺は南北にはアパートで宅地、西側は山林、東側は市道に面した場所となっております。転用目的は宅地としての転用であり、米軍人向けハウス2棟の建築となります。

建築面積は1棟で209.30㎡、2棟合計418.60㎡です。

農地区分は、第2種農地であります。代替地の検討もされており、やむを得ないものと認められます。

事業費は、総額〇〇円で、全額銀行からの融資での対応となります。

周辺農地への対応としては、汚水は下水道に接続し、雨水は浸透処理するため、特に問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、佐々木委員・浪岡委員、荒谷推進委員により、完了しております。

続きまして、第5条の転用であります。20ページをお開き願います。資料については、議案第5号資料②をご覧ください。

番号1番、対象となる土地は、春日台3丁目の畑、1筆の995㎡です。譲受人及び譲渡人は、記載のとおりの方であります。

場所は、県立三沢商業高等学校より西へ100mに位置し、都市計画の用途地域内で第1種低層住居専用地域に指定されております。

周辺は、南北が宅地、西は市道、東は宅地と畑に面した場所となっております。権利区分は、売買による所有権の移転となります。

転用目的は、宅地で集合住宅1棟の建築です。アパート等の建築面積は249.96㎡です。

農地区分は、用途地域内であるため、第3種農地となり、原則許可できる場所です。

事業費は、総額〇〇円で、すべて銀行からの融資となります。

周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内に浸透枡を設置し処理する外、外周には留めを設置し雨水の流出を防ぐため問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、佐々木委員・浪岡委員、荒谷推進委員により、完了しております。

- 議長 　　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 千葉委員 　5条について、元の〇〇に立った建物に近いものか？
- 事務局 　　会社は違います。建物の構造については定かではないですが。
- 千葉委員 　かなり狭い建物に見えた。市外で働く人のための建物か？
- 事務局 　　おそらくはそうかと思えます。
- 議長 　　他にございませんか？

質　　疑　　な　　し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは21ページをお開きください。

議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第6号資料でご確認ください。今回の件数は20件です。

番号1から2、字上野の畑2筆、所有者は記載のとおり。面積合計6,670㎡です。

所在は墓地公園より東に約1キロに位置しており、山林原野化していることから今後も農地として利用される見込みがないことから非農地判断の基準を満たしております。

番号3から19、字淋代平の田17筆、所有者は記載のとおり。面積合計30,192㎡です。

所在は墓地公園より北東に約1キロ圏内に位置しており、一帯はそれぞれ山林原野化していることから今後も農地として利用される見込みがないことから非農地判断の基準を満たしております。

番号20、字戸崎の畑1筆、所有者は記載のとおり。面積3,976㎡です。

所在はごみ処理場より北に約1.5キロに位置しており、登記簿地目が山林となっており、現況も山林原野化しており今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも佐々木委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと完了しております。

以上20筆、面積合計40,838㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号特定農地貸付けの承認についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは23ページをお開き願います。
議案第7号特定農地貸付けの承認申請についてご説明します。
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めるものです。

特定農地貸付けは、市民農園の開設を促進することを目的にしたものであり、地方公共団体や農業協同組合等又はこれら以外で市町村との間で貸付け協定を締結しているものについて、営利を目的としない農作物の栽培のために、小面積を短期間で貸付ける場合において、農地法等の特例を適用し、農地法第3条第1項の許可が不要になるというものです。以上を踏まえて、議案をご説明いたします。

番号1、市内のNPO法人と貸付け協定を締結した「三沢市」が、三沢市の貸人2名から、堀口の田、2筆計5,692㎡を使用貸借により借り受け、市民農園の実施主体であるNPO法人へ、使用貸借権利設定を行い、貸付けするものです。貸借期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日迄です。

1区画当たりの面積は約16.5㎡、区画数は228区画です。市民農園の開設期間は、令和6年4月1日から令和6年11月30日です。該当農地は市道に面した農用地区域内に位置し、同法律施行令で定められた要件である、1区画の面積が1,000㎡未満、貸付期間5年以内という条件を満たしており、利用者の募集についても一般に広く募っています。提出書類の内容についても、承認に必要な要件を全て満たしていると考えられます。ちなみに、こちらは去年も同じく出ておりました場所です。

現地確認は 佐々木委員・浪岡委員・荒谷推進委員同行のもと完了しております。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号令和6年度農作業労働賃金標準額の設定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 令和6年度農作業労働賃金標準額の設定についてご説明いたします。

農作業労働賃金標準額におきましては、農地法第52条の規定に基づき、情報の提供という事から、毎年、農業委員会が公表するものです。これは、農作業労働賃金の取り決めをする際に目安とするものであり、拘束するものではなく、実際には対象となる農地の諸条件、当事者間の話し合いを通じて適正な金額を決めて下さいということです。なお、設定額については、令和5年10月7日から青森県最低賃金が時間額898円に改定されたことから、1円単位を繰り上げた額である900円を基準として、水田での田植、除草、畑での一般作業をそれぞれ、7,200円、いずれも実働8時間で、賄いなしということで設定しました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第9号三沢市農業委員会事務局職員と定期人事異動に係る人事交流の協議についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは25ページをお開きください。

議案第9号三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議についてをご説明いたします。

事務局職員の定期人事異動につきましては、例年３月上旬頃に、三沢市長から人事交流についての協議の申し入れがありますが、その期日が不明であること及びその回答期限が極めて短いことなどの理由により、それに合わせて総会を招集するには時間的余裕がないことから、当該協議に対する委員会の意見としては、会長に一任するというものであります。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第808回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 3番 喜古久光

議事録署名者 8番 浦田 秀人